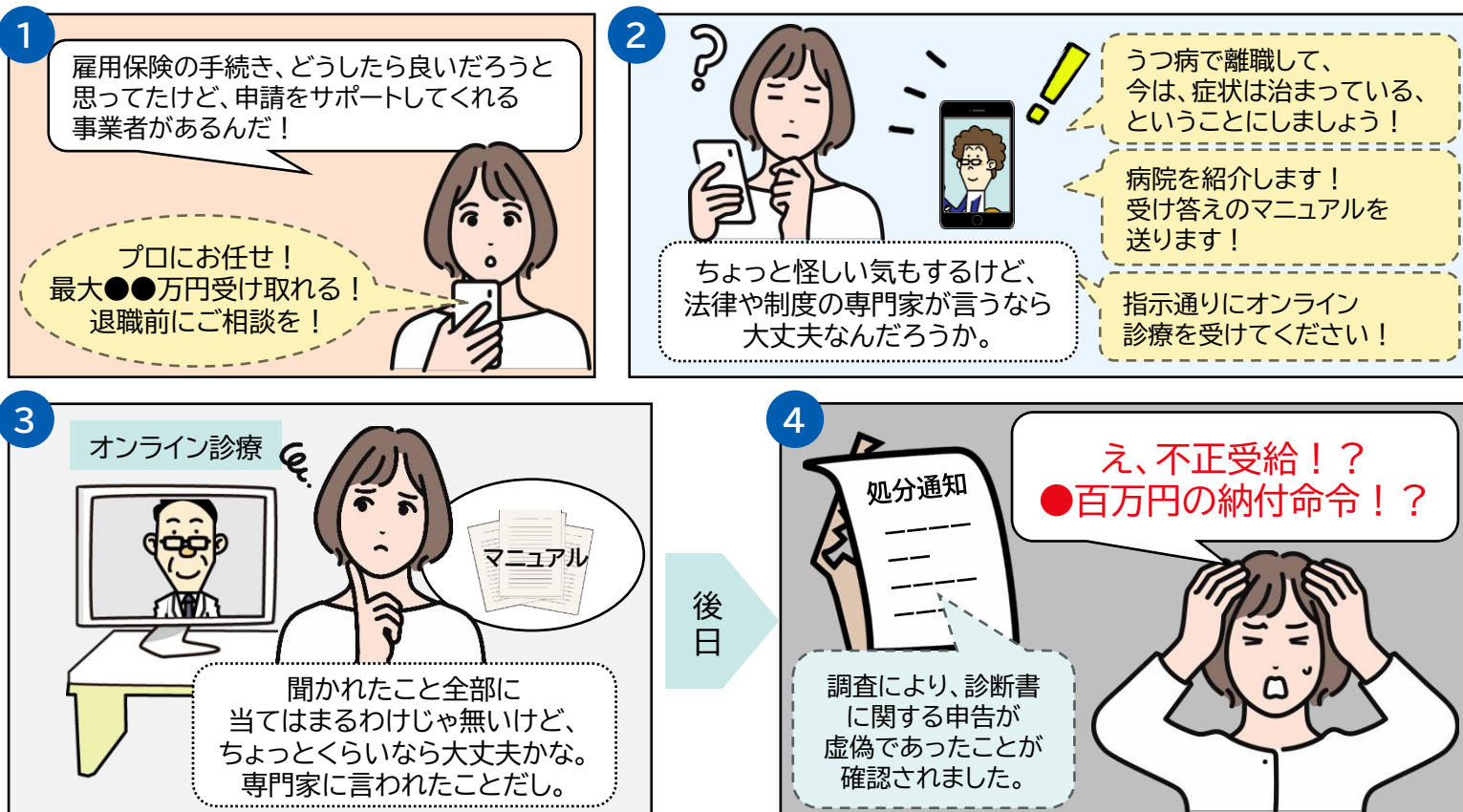


失業等給付に関する虚偽の申告を促す 事業者等にご注意ください

多額の納付命令の対象となる場合や、
詐欺罪等で告発され処罰される場合があります。



※ 本件については、実際にあったケースです。

! うその症状を医師に伝えて診断書を発行し、診断書の内容に基づいて、失業等給付に関する申告を行った場合、**不正受給となります。**

- 不正受給をすると、**支給停止、返還命令、納付命令**などの処分が課せられます。
- 納付命令が課された場合、不正に受給した金額を**全額返還**するとともに、不正に受給した金額の**2倍に相当する額をさらに納めなければなりません。**
- **悪質な場合、詐欺罪等で処罰**されることがあります。

ハローワークでは、専門の調査官を配置し、受給内容について日々調査を行っているため、
不正受給は必ず発見されます。

申告は、他者の言葉に惑わされず、事実をありのまま正確に！
雇用保険の給付は正しく受給しましょう。

雇用保険の給付のお手続きはハローワークにご相談ください。